

玉村町緊急防犯対策宅配ボックス設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配物の盗難防止及び防犯対策を図るため、町内に宅配ボックスを設置する者に対し、当該設置に要した費用について補助金を交付することに関し、玉村町補助金等に関する規則（平成11年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 玉村町に住民登録を有する者
- (2) 玉村町に住民登録を有しないが、現に町内に居住する学生

(補助対象物品)

第3条 補助金の対象となる宅配ボックスは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅配物の受取及び安全な保管を目的としたものであること。
- (2) 申請年度の属する年度中に購入し、新たに設置したものであること。
- (3) 新品で購入したものであること。なお、転売品、中古品、リース品、レンタル品又は自作品は対象外とする。
- (4) 埋込み又はワイヤー、アンカー等の盗難防止のための器具で固定されていること。
- (5) 鍵、ダイヤル錠等により施錠できるものであること。
- (6) 町内に設置されたものであること。なお、宅配ボックスを設置する敷地又は建物が自ら所有するものでない場合は、所有者から同意が得られていること。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業の対象となるものは、本事業の補助対象とすることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、宅配ボックスの本体購入及び設置に要した費用とする。

2 前項の設置に要した費用は、補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）が機器を購入した店舗又は事業者による標準的な設置費に限

るものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、物品の購入に要した費用を上限とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯に対して1回に限るものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 申請者は、玉村町緊急防犯対策宅配ボックス設置事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 宅配ボックスの購入金額、購入日、購入店名、商品名及び申請者氏名が記載された領収書等の写し

(2) 設置後の宅配ボックスの状況を示す写真

(3) 補助対象品の機能が記載されているカタログ、取扱説明書その他これに類するものの写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 学生にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、学生証の写し及び居住実態が確認できる書類を添付しなければならない。

3 補助金の申請は、予算の範囲内に限るものとする。

(補助金の交付可否決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その適否を審査し、交付の可否を決定したときは、玉村町緊急防犯対策宅配ボックス設置事業補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、補助金の交付をもってこれに代えることができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。